令和８年度水道料金システム関連機器調達（検針用機器）　仕様書

１．趣旨

佐賀東部水道企業団で運用中の水道料金システムにおける関連機器において、機器の更新を実施するにあたり以下の機器を調達するものである。

２．調達機器及び仕様

番号	機器名称	数量
①	検針用機器（スマートフォン）	30 台
②	検針用機器（モバイルプリンター）	30 台

仕様については、別紙のとおりとする。

３．納入場所

佐賀市兵庫町大字西渕 1960-4 佐賀東部水道企業団 本庁

４．納入期限

令和 9 年 3 月 31 日とする。

※納入日は企業団担当者と協議して確定させること。

５．納入後の保証等

(1) メーカー保守のためのユーザー登録は、「佐賀東部水道企業団」名とする。

(2) 受託者は社内に保守窓口を設け、障害発生時の連絡窓口となり早期復旧に努めること。

(3) 保守の期間は、令和 9 年 4 月 1 日から保守を開始しその期間を 5 年間とする。

(4) 納品においては、企業団が指示する場所へ納品・設置をすること。また、ソフトウェア等に関しては、企業団からの指定がないものについては、原則最新バージョン及び修正プログラム等を適用することとし、納品時点において最新の状態で提供すること。

(5) ハードウェア及びソフトウェアの必要なマニュアルを最低一式用意すること。また、保証書、ライセンス証類は分類・整理し納入すること。

(6) 初期不良と企業団が判断する場合は、協議のうえ新品と交換すること。